

平成 26 年 3 月 28 日

## 機械式立体駐車場での事故に御注意ください！（周知） ー特に自分で操作するマンション等の駐車場では気を付けてー

機械式立体駐車場での事故について、消費者庁及び国土交通省では、平成 24 年 5 月及び 8 月に、利用者に向けて注意喚起を行いました。その後も利用者が機械に挟まれ死亡するなどの事故が発生しています。機械式立体駐車場では車を載せて動かすために大きな力が働くので、ひとたび事故が生じた場合には、重大事故につながる危険性があります。

機械式立体駐車場での事故を防ぐには、製造者、設置者及び管理者における駐車装置の安全性の確保はもとより重要ですが、利用者においても細心の注意を払って御利用いただくことが重要です。特に、マンション等の駐車場において自分で駐車装置を操作するときに、利用される皆様の安全を確保するために注意していただきたいことをお知らせします。

機械式立体駐車場における利用者等の死亡・重傷事故は、平成 19 年度以降、少なくとも 26 件（うち死亡 10 件）発生しており、子どもが亡くなる痛ましい事故も 3 件発生しています。また、マンションの駐車場での事故が半数を占めるなど、利用者が自分で駐車装置を操作するときに多くの事故が発生しています。

機械式立体駐車場での事故を防ぐには、製造者、設置者及び管理者における駐車装置の安全性の確保はもとより重要ですが、利用者におかれても、駐車装置を操作する際にまず装置の中に人がいないことを確認するなど、十分に注意をして御利用いただくことが重要です。

このため、国土交通省では、事故の再発防止を図る観点から、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」を策定・公表し、機械式立体駐車場に関わる製造者、設置者、管理者及び利用者に向けて、安全確保と安全利用を要請しています（URL：[http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09\\_hh\\_000022.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000022.html)）。

さらに、消費者庁及び国土交通省では、本ガイドライン等を基に、特にマンション等の駐車場において、自分で駐車装置を操作する時に注意していただきたいことを、別添のとおりまとめましたので、機械式立体駐車場を利用する際に御確認ください。

### <本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

河岡・須藤・小原

TEL：03(3507)9201（直通）

FAX：03(3507)9290

URL：<http://www.caa.go.jp/>

国土交通省都市局

街路交通施設課 大坪・小山

TEL：03(5253)8416（直通）

FAX：03(5253)1592

URL：<http://www.mlit.go.jp/>

公益社団法人

立体駐車場工業会 門田

TEL：03(5542)0733

FAX：03(5542)0735

URL：<http://www.ritchu.or.jp/>